

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
○ 患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件 五三
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件五件 五四
- 道路の区域を変更する件二件 五五
- 公告  
○ 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 五五
- 福島県選挙管理委員会  
○ 選挙人名簿の選挙時登録の基準日を定めた件 五六

## 告 示

**福島県告示第六百四十二号**  
 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、  
 家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。  
 平成二十九年十月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

病 名	畜 種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘 要
ヨーネ	牛	患畜	一頭	南相馬市	平成二九年九月二七日	殺処分

（畜産課）

福島県告示第六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成二十九年十月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
相馬市山上字二ノ平五八の一、字新留野七の二
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

## 福島県告示第六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成二十九年十月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南相馬市鹿島区榎窪字松森二五
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第六百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十九年十月六日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南相馬市原町区高倉字細倉四九の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第六百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十九年十月六日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

相馬市初野字羽黒四八

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

(一) 主伐として伐採をすることができ立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第六百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十九年十月六日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

相馬市山上字石柄七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第六百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十九年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年十月六日

福島県知事 内堀雅雄

変更前	敷地の幅員	延	長
-----	-------	---	---

路線名	区 間	変更後の別		変更前の別	
県道郡山矢吹線	須賀川市矢沢字田中四六番地先から同 市矢沢字田中四七番地先まで	(メートル)		(メートル)	
変更後	九・四〇	一三・八〇		七九・八〇	

(道路計画課)

**福島県告示第六百四十九号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十九年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年十月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更後の別		変更前の別	
県道広野小高線	双葉郡檜葉町大字下繁岡字一丁坪二三番地先から同 郡同 町大字波倉字細谷一三四番六三地先まで	(メートル)		(メートル)	
変更後	A 四・〇〇 B 一四・七〇 二〇〇・〇〇	三、六三八・〇〇		三、六三八・〇〇	

(道路計画課)

公 告

**公告第二百二号**  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
 平成二十九年十月六日

土地改良区の名称  
 穴堰水系土地改良区

福島県知事 内堀雅雄

退任した役員  
 役別 氏名 住所  
 理事 木野内 重信 西白河郡泉崎村大字関和久字明地一五番地

(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

**福島県選挙管理委員会告示第六十四号**

平成二十九年十月二十二日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第三項の規定による選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。  
 平成二十九年十月六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙時登録の基準日

平成二十九年十月九日(年齢については、平成二十九年十月二十二日)

